

一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、日本におけるゲシュタルト療法（「今ここ」の気づきに焦点を当てた心理療法）の普及と発展を推進し、ゲシュタルト療法に興味を持ちその活動に参加したいと希望する人々にその機会を広く提供し、もって人々が生き生きと生きる豊かな社会を創造することを目的とする。この目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ゲシュタルト療法に関する情報発信及び研究活動
- (2) ゲシュタルト療法に関する普及・啓発活動
- (3) ゲシュタルト療法に関する研修、セミナー、ワークショップ、講演会、イベント等の企画、開催及び運営
- (4) ゲシュタルト療法に関する書籍、教材、機関誌などの著作物の制作及び発行
- (5) ゲシュタルト療法のセラピストの育成及び指導者の養成事業
- (6) ゲシュタルト療法のセラピストに関する認定事業
- (7) 国内外のゲシュタルト療法に関する個人や団体とのネットワークの構築
- (8) その他当法人の目的達成のために必要な事業及び前各号に附帯又は関連する一切の事業

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し、当法人の活動及び事業を推進するために入会した個人又は団体

(2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、当法人の活動及び事業に協力するために入会した個人又は団体

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

2 前項に関わらず、正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の1ヶ月以上前に、当法人に対して退会の旨の予告をするものとする。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 公序良俗に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上されなかったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 当該会員に対する破産手続、民事再生手続又はこれらに類する倒産手続が開始されたとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種 別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開 催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事に事故あるときは、副代表理事がこれにあたる。副代表理事をおかない場合は、社員総会において出席した社員の中から選出する。

(決 議)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬及び退職慰労金の額又はその基準
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 上記各号に定めるものの他、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

2 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権及び代理)

第18条 各正会員は、各1個の議決権を有するものとし、社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうちから、代表理事1名以上を定める。

3 理事のうちから、若干名、副代表理事を定めることができる。

(選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第23条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含ま

れることになってはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務権限)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事及び理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期終了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、第21条第1項に定める定数を欠くに至った場合には、任期満了又は辞任によって退任した後も、新たに選任される者が就任するまでの間、理事又は監事としてその職務を行う権利義務を有するものとする。

(解 任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合には、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(役員報酬及び退職慰労金)

第30条 役員報酬、賞与、その他当法人から受ける職務執行上の対価及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第31条 当法人は、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(権 限)

第33条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 代表理事、副代表理事の選定及び解任

(理事会の招集権者)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。但し、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から選

出する。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 理事会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。
3 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。当該議事録が電磁的記録をもって作成された場合は、署名又は記名押印に代えて法務省令で定める措置をとる。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第40条 基金は、拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を、清算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書を、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 本定款は、社員総会の特別決議をもって、変更することができる。

(解 散)

第46条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと。

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める理由

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは当法人と類似の事業を目的とする、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 附 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2023年3月31日までとする。

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事	陣内	裕輔
設立時理事	上石	統子
設立時理事	上谷	和美
設立時理事	岡田	雅子
設立時理事	鈴木	明美
設立時理事	高山	豪史
設立時理事	中野	英子
設立時理事	濱	敬志
設立時理事	久松	睦典
設立時理事	藤木	結
設立時理事	藤原	勝
設立時理事	三井	洋子
設立時理事	百武	正嗣
設立時理事	山本	誠司
設立時監事	上田	美智子

(個人情報のため削除)

設立時代表理事 陣内 裕輔

(設立時社員)

第51条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(個人情報のため削除)

設立時社員 陣内 裕輔

(個人情報のため削除)

設立時社員 三井 洋子

(法令の準拠)

第52条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ゲシュタルト療法学会の設立に際し、設立時社員2名の定款作成代理人である行政書士大槻美菜は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年7月18日

(個人情報のため削除)

設立時社員 陣内 裕輔

(個人情報のため削除)

設立時社員 三井 洋子

上記設立時社員2名の定款作成代理人

東京都渋谷区代々木1-3 7-7-6 01

行政書士 大槻美菜

登録番号 第10081560号